

地域		久 御 山 町 （開発指導要綱）
項目		
適用範囲		1. 開発事業を行う者に適用（ただし、個人が自己の居住用に行うものは除く。） 2. 土地の区画又は形質の変更、土地の区画又は形質の変更を伴わない建築物の建設に適用。（ただし、個人が自己の居住用に行うものは除く。）
宅地事業計画		1. 一戸建住宅建設を原則とする。 2. 一戸建住宅の敷地の最小面積は、第一種低層住居専用地域にあつては165㎡、それ以外の地域にあつては100㎡とし、一戸当たり1台以上の駐車に必要な空地を設けなければならない。 3. 集合住宅（中高層住宅を含む）の建設を計画する場合は、計画戸数以上の駐車場を設けなければならない。 4. 地上10m以上又は地上3階以上の建築物を建設しようとする場合、当該建築物により電波障害等の影響が予想される地域を事前に調査し、調査結果を町長に提出し、関係住民に説明を行い必要な施設を事業者の負担で設置するとともに、その維持管理について必要な事項を関係者と取り決めるものとする。 5. 開発区域全般にわたり積極的な緑化及び雨水の流出抑制策を図るものとする。
協議・協定		法令に定める手続きを行う前に、町長に申し出て事前相談及び事前協議を行い、同意を得ること。変更する場合も同じ。
公益・公益施設	道路	京都府の技術的指導基準による。
	公園	京都府の技術的指導基準による。
	上・下水道	1. 区域内の給水計画については、事前に町水道事業管理者と協議しなければならない。 2. 下水道施設施行指針による。
	消防施設	久御山町消防開発指導基準による。
	し尿処理施設	下水道方式 水洗方式 汲取方式
小学校 中学校 幼稚園 保育所		1. 必要な公共施設として、町長と協議し自己負担において整備しなければならない。 2. 事業者が単独で設置を要しないと決定したときは、他の事業者と共同で施行し、又は施行の負担を分担することができる。
公害対策		公害の防止及び交通安全並びにその他住民の生命及び財産の保護に、万全の措置を講じなければならない。
文化財の保護		1. 事前に久御山町教育委員会と協議しなければならない。 2. 発掘調査費等については、事業者の負担とする。 3. 埋蔵文化財等を発見した場合、工事を中止し、直ちに届け出るとともにその指示を受けなければならない。
その他の措置		1. 開発に対する協議を行った結果、合意に達した場合覚書を交換する。 2. 町要綱に従わない事業者に対しては、町長は開発事業に必要な協力を行わないことがある。
施行改正年月日		昭和51年 4月 1日施行 平成 6年10月 1日施行 平成25年 4月 1日施行 令和6年4月1日施行